

準学生寮供給に関する連携協定書

山形県、山形市、国立大学法人山形大学、東北芸術工科大学及び山形県住宅供給公社（以下「5者」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、山形市の中心市街地において、増加する空き家、空きテナント等（以下「空き家等」という。）を活用した学生向け賃貸住宅（以下「準学生寮」という。）を確保することにより、まちなかに居住する学生の増加と空き家等の発生の抑制を図り、もって中心市街地の活性化を推進することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 5者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力して実施する。

- (1) 中心市街地活性化及び空き家等対策の推進に関すること。
- (2) 国立大学法人山形大学及び東北芸術工科大学による準学生寮の入居者確保に関すること。
- (3) 山形県住宅供給公社による準学生寮の管理運営に関すること。
- (4) 準学生寮の物件決定及び住宅セーフティネット制度の普及に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議）

第3条 本協定に定めるもののほか、本協定の具体的内容その他必要な事項については、5者協議の上、別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1月前までに5者のうちのいずれからも書面による終了の申出がない場合は、本協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の変更及び解約)

第5条 5者のうちのいずれかが本協定の変更又は解約を申し出たときは、5者協議の上、本協定の変更又は解約を行うことができる。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、5者協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書5通を作成し、それぞれ1通を保有する。

令和元年10月24日

山形県知事

吉村 美栄子

山形市長

佐藤 孝弘

国立大学法人山形大学長

小山 清人

東北芸術工科大学長

中山 ダイスケ

山形県住宅供給公社理事長

若松 正俊